

令和2年5月7日

保護者の皆様へ

利府町教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業の延長について(お知らせとお願い)
【5月7日時点】

新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業期間中の各ご家庭でのご協力に対しまして、心より感謝申し上げます。

さて、学校再開に向けて準備と対策を進めてまいりましたが、宮城県教育委員会教育長より県内の各市町村教育長あてに臨時休業延長への協力依頼がありました。

つきましては、本町においても、下記のとおり5月31日まで臨時休業期間を延長いたしますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況の変化により、対応を変更する場合は、随時学校よりお知らせいたします。

記

1 臨時休業期間等の延長について

- (1) 休業期間等 令和2年5月11日(月) ～ 5月31日(日)
 - (2) 対象 利府町立小・中学校全児童生徒
- ※ 学校再開日の6月1日(月)の始業式の内容等については、学校よりお知らせいたします。

2 臨時休業期間のご家庭における感染予防対策等について

- (1) うがいや手洗い、咳エチケットや消毒、換気など日常的な感染予防対策に努めるとともに、不要不急の外出を避け、感染拡大を抑える行動をとるようお願いします。
- (2) 免疫力を高めるよう十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事に心掛け、生活リズムを整えるようお願いします。
- (3) 毎日の検温や健康観察を行い、お子さんの健康状態の把握をお願いします。
- (4) お子さんや同居する家族の方が、発熱の症状が続く場合や体の強いだるさ、息苦しさ等がある場合は、かかりつけの医療機関や県電話相談窓口にご相談し、指示を受け対応するようお願いします。【県相談窓口】022(211)3883または022(211)2882
- (5) お子さんや同居する家族の方が新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者となった場合は、速やかに学校に連絡をお願いします。

3 その他

- (1) 臨時休業中の家庭学習等の内容やご家庭への連絡等について、学校よりお知らせしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- (2) 各学校においては、今後の状況を見ながら、可能な限りの感染症防止対策を講じ、臨時登校日を設定しますので、ご家庭のご理解とご協力をお願いいたします。
- (3) 臨時登校日に、お子さんに発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するようお願いします。なお、登校できない場合、欠席扱いとはなりません。その場合は、個別に対応いたします。
- (4) 臨時休業に伴う授業日の削減等については、長期休業期間の短縮や年間行事予定の変更及び指導時数の調整等を行い対応いたします。変更等については、学校よりお知らせいたしますので、ご家庭のご理解とご協力をお願いいたします。